

令和3年

第 10 回 三戸町農業委員会総会議事録

令和3年10月12日(火) 開催
於 三戸町役場4階会議室

三戸町農業委員会

1. 開催日時 令和3年10月12日(火) 午後2時0分 から 午後2時30分

2. 開催場所 三戸町役場4階会議室

3. 出席委員 12名

会長	14番	梅田 晃
会長職務代理者	13番	新田 豊
委員	番	
委員	2番	松本 誠子
委員	3番	佐々木 俊一
委員	4番	沼邊 義雄
委員	5番	神谷 陽一
委員	6番	中澤 隆浩
委員	7番	上野 敏昭
委員	8番	老久保まゆみ
委員	9番	照井 秀美
委員	10番	山下 正一
委員	番	
委員	12番	一ノ渡 重義

4. 欠席委員 2名

委員	1番	野中 京子
委員	11番	戸花 進
委員	番	
委員	番	

5. 現地調査報告 3名

推進委員	15	工藤 哲子
推進委員	17	水梨 敏晴
推進委員	21	山端 巧

6. 議事日程

第1	会議録署名者の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第25号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
第4	議案第26号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
第5	議案第27号 農用地利用集積計画の決定について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	極壇 浩
次長	松崎 達雄
主幹	平谷 賢一

8. 議事録署名委員

委員	2番	松本 誠子
委員	3番	佐々木 俊一

9. 会議の概要

議長
(梅田会長)

始礼を行います。
ご起立願います。
「礼」

はじめに農業委員会憲章を唱和いたします。
3番佐々木委員から願います。

【全員で農業委員会憲章を唱和する。】

議長

ご着席願います。
只今の出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、只今から令和3年第10回三戸町農業委員会総会を開会いたします。

日程第1 会議録署名者の指名を行います。
会議録署名者の指名は、三戸町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、本職より指名いたします。
2番松本委員、3番佐々木委員の両名にお願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。
本総会の会期は、本日、1日としたいと存じます。
これにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしと認め、本日の会議は、1日とすることに決定いたします。

議長

日程第3 議案25号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主幹

【議案第25号を議案書をもとに朗読】

次長

議案第25号について補足説明いたします。

本案は、申請者の子供の成長と共に借家が手狭となったことの解消と、将来の親の介護を考え、実家近くに自宅を建設するものとして、転用の申請があったものです。

申請地は道路と宅地に囲まれ構造物により境界が明確となっています。雨水は敷地内処理、汚水は合併浄化槽で浄化後、浸透ますで処理するため、周辺農地への影響はないと考えられます。

立地基準としては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域である「第1種住居地域」に指定されているため、第3種農地と判断いたしました。

一般基準では、資金面、周辺への悪影響等も無いと考えられるため、許可相当であると判断されます。

議長

農地法第4条の許可申請に係る現地調査について、水梨推進委員から報告をお願いします。

水梨
推進委員

現地調査について報告いたします。

9月4日午前10時から、私と工藤哲子推進委員及び事務局職員で、現地調査を行いました。

番号3ですが、申請地は、県道三戸南部線の裏通り町道沿いにある土地です。

申請者の子供の成長に伴い借家が手狭になったことと、今後の親の介護を考え、自宅を建設するため、転用の申請をしたものです。

申請地は、周囲は道路と宅地に囲まれ、境界が明確となっており、また、周辺の農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、農地転用はやむを得ないと見てまいりました。

以上、報告します。

議長

ご苦労さまでした。
それでは、質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。
これより議案第25号を採決いたします。
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしと認め、本案は許可相当との意見を添え県知事に送付することにいたします。

議長

日程第4 議案26号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主幹

【議案第26号を議案書をもとに朗読】

次長

議案第26号について補足説明いたします。

番号3は、斗内中堤地区にある土地で、将来の親の介護を考え実家近くに自宅を建設するための転用です。

周囲は道路と宅地、農地に隣接していますが、農地は譲り渡し人世帯の土地となっております。生活排水及び汚水は合併浄化槽で浄化後、浸透マスで処理し、雨水排水は敷地内処理するため周囲の農地への影響はないと考えられます。

立地基準としては、10ヘクタール以上の一団の農地内にあるため第1種農地に区分され、原則不許可の農地となりますが、県とも協議をしたところ、農地法施行規則第33条第1項第4号により申請地が集落に接続されている場合は不許可の例外となるため、許可可能との意見を確認しております。

一般基準では、資金面、取得面積、周辺への悪影響等も無いと考えられるため許可相当であると判断されます。

議長

農地法第5条の許可申請に係る現地調査について、山端推進委員から報告をお願いします。

山端
推進委員

現地調査について報告致します。

10月4日午前9時から、私と神谷農業委員及び事務局職員とで、現地調査を行いました。

番号3ですが、場所は、中堤橋から南に300メートルほどのところにある土地です。

譲り受け人は、自宅を建設するための転用として申請したものです。

申請地は境界杭により境界は明確であり、また周囲の農地に影響を及ぼす心配がないことから、農地転用はやむを得ないとみてまいりました。

以上、報告いたします。

議長

ご苦労さまでした。
それでは、質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。
これより議案第26号を採決いたします。
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしと認め、本案は許可相当との意見を添え県知事に送付することにいたします。

議長

日程第5 議案27号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主幹

【議案第27号を議案書をもとに朗読】

次長

議案第27号について補足説明いたします。

本案は、農地中間管理機構が実施する農地の貸借に関わる農用地利用集積計画を審議、決定いただくもので、貸し渡し人、中間管理機構及び借り受け人の貸借を一括で行うものとなっています。

番号8は新規就農するため親から子が農地を使用貸借するものであり、番号9は所有者が亡くなり、相続人が農業を営んでいないため貸借を検討していたところ、譲り受け人が規模拡大のため貸借するものです。

議長

それでは、質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。
これより議案第27号を採決いたします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたします。

議長 以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。

議長 これをもちまして、令和3年第10回三戸町農業委員会総会を閉会いたします。
終礼を行います。
ご起立願います。
「礼」

終了 午後2時30分

議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名押印する。

令和3年10月12日(火)

議長 梅田 晃
会長 14 番 ⑩

会議録署名者 松本 誠子
委員 2 番 ⑩

会議録署名者 佐々木 俊一
委員 3 番 ⑩
